

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………一
- ………（都市整備局市街地建築部調整課）……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………二
- 都道の区域変更……………二
- ………（建設局道路管理部路政課）……………二
- 公共測量の実施……………四
- ………（港湾局港湾整備部技術管理課）……………四
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………四
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………四
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………四

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
- ………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………五
- 東京体育館の休館日の変更……………六
- ………（オリンピック推進部調整課）……………六
- 東京体育館の開催時間の変更……………六
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………六
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………七
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開催時間の変更……………七
- 東京武道館の休館日の変更……………七
- 東京武道館の開催時間の変更……………七
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………八
- 東京辰巳国際水泳場の開催時間の変更……………八
- 有明テニスの森公園テニス施設の開催時間の変更……………八
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更……………九
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の開催時間の変更……………九
- 開発行為に関する工事を完了……………九
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………九

告示

● 東京都告示第九百四十二号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住

所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 公聴会を行う日時 平成二十六年七月三日（木曜日）午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇四会議室
 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係（東京都庁第二本庁舎三階）
 新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話〇三（五三八八）三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目四番一号
 住友不動産株式会社

建築敷地 新宿区大久保三丁目百七十番二の一部

地域地区 第一種住居地域、防火地域、中高層階住居専用地区、四十メートル第三種高度地区、四十メートル高度地区及び大久保三丁目西地区地区計画

申請の概要

工事種別 新築
 及び用途 事務所、共同住宅、集会場、物販店舗、飲食店ほか

敷地面積 約一六、八二一平方メートル
 建築面積 約七、二一五平方メートル

延べ面積 約一四〇、一一九平方メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造

高さ 地上三十七階地下二階
 一五〇・〇〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

●東京都告示第九百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

中央区明石町千五十三番一から同番 平成二十六年六月三まで、千五十四番、千五十五番一、月五日
同番二、千五十六番一及び同番三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第九百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十五日

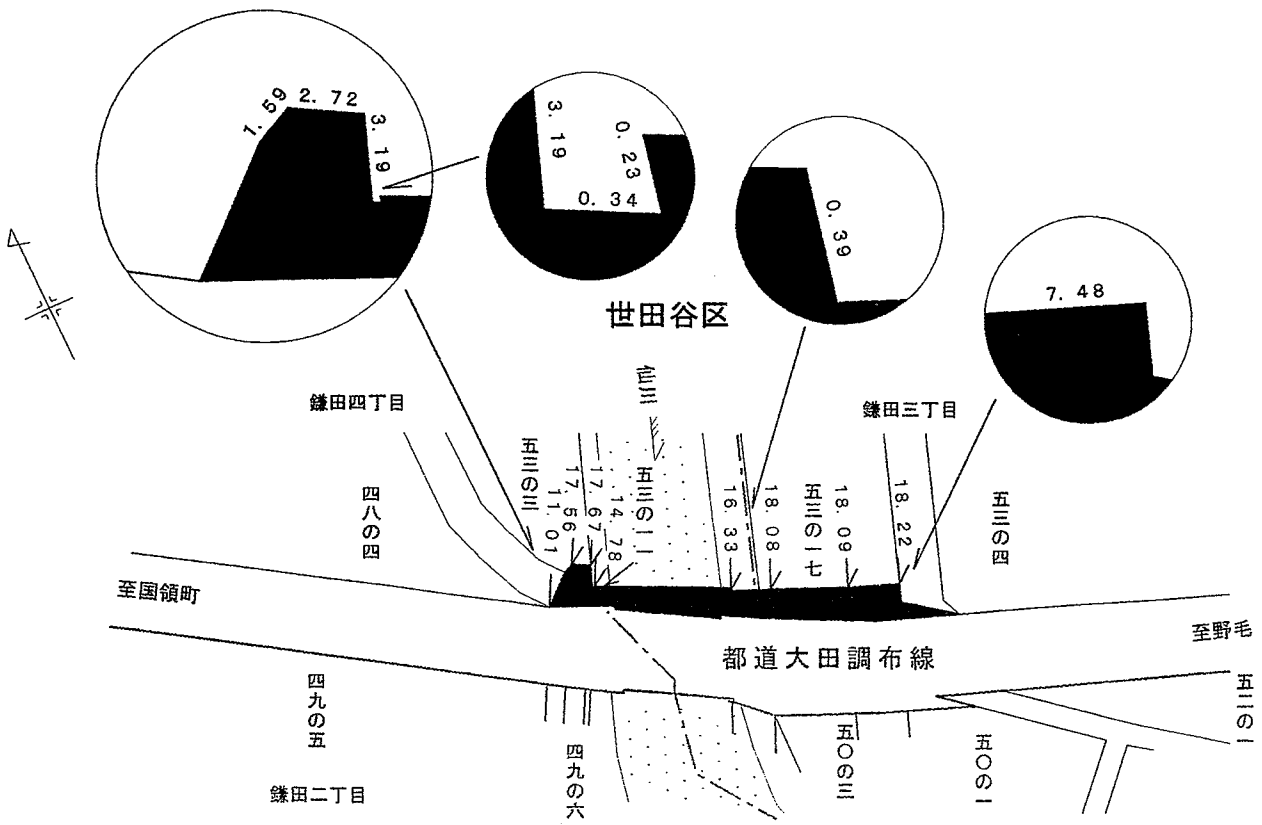
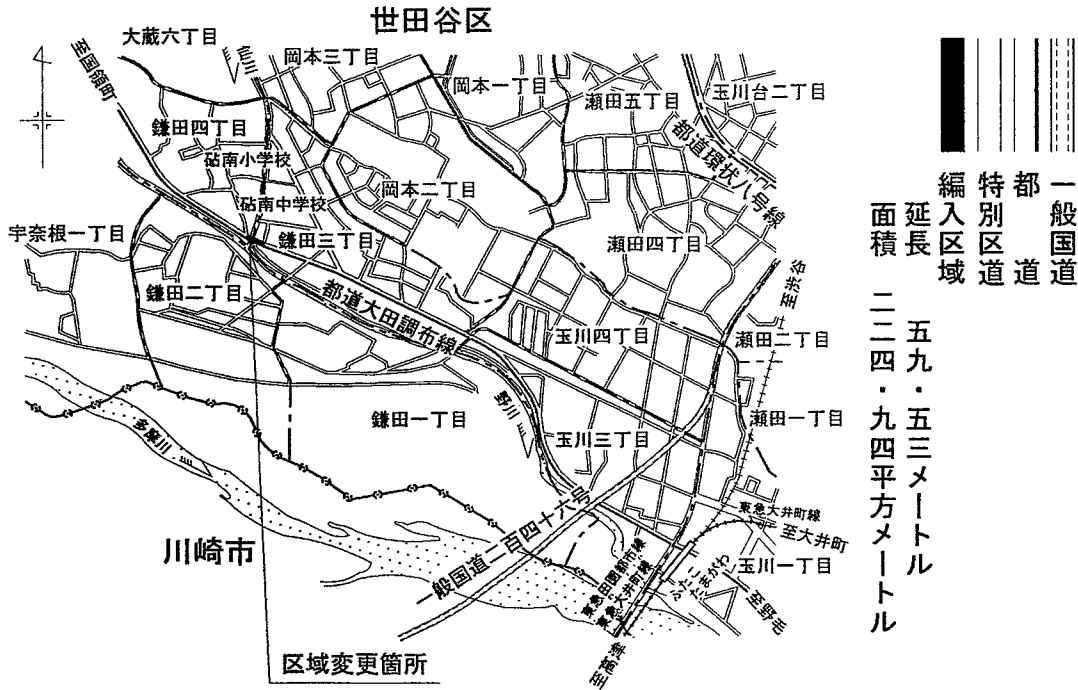
東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 大田調布

二 変更の区間 世田谷区鎌田三丁目五十三番四地先から同区鎌田四丁目四十八番四地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図
都道大田調布線区域変更略図
世田谷区鎌田三丁目、鎌田四丁目



●東京都告示第九百四十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都知事から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(一級水準測量)

三 測量の区域 中央区、港区、江東区、品川区、大田区、中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側その一埋立地及び中央防波堤外側その二埋立地各地内

四 測量の期間 平成二十六年六月二十五日から平成二十七年三月三十日まで

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十六年六月二十五日

東京都選挙管理委員会

二一六、二九八

●東京都選挙管理委員会告示第八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条

第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十六年六月二十五日

東京都選挙管理委員会

一、四五一、八六二

●東京都選挙管理委員会告示第八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合)にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十六年六月二十五日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	14,705
中央区選挙区	36,747
港区選挙区	62,198
新宿区選挙区	85,899

文京区選挙区	56,253
台東区選挙区	51,351
墨田区選挙区	70,519
江東区選挙区	131,100
品川区選挙区	103,293
田原区選挙区	75,174
大田区選挙区	163,672
世田谷区選挙区	187,338
渋谷区選挙区	60,624
中野区選挙区	89,604
杉並区選挙区	143,820
豊島区選挙区	74,437
北区選挙区	92,861
荒川区選挙区	54,343
板橋区選挙区	140,928
練馬区選挙区	163,628
足立区選挙区	156,642
葛飾区選挙区	121,263
江戸川区選挙区	155,179
八王子市選挙区	142,760
立川市選挙区	48,426
武蔵野市選挙区	39,341
三鷹市選挙区	49,429
青梅市選挙区	37,632
府中市選挙区	67,962
昭島市選挙区	30,608
町田市選挙区	114,703
小金井市選挙区	32,096

小平市選挙区	49,863
日野市選挙区	48,646
西東京市選挙区	53,763
西多摩選挙区	68,955
南多摩選挙区	63,312
北多摩第一選挙区	83,168
北多摩第二選挙区	52,923
北多摩第三選挙区	83,139
北多摩第四選挙区	51,798
島村選挙区	7,584

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十五日
東京都知事 舛 添 要 一
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アートフェスタ2009
- 三 代表者の氏名

四 亀井 博之
主たる事務所の所在地
東京都台東区浅草五丁目三十四番十号 一階

五 定款に記載された目的
この法人は、広く地域住民に対して芸術活動及び芸術振興に関する事業を行い、個々人の自立支援と文化水準の向上に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十六年五月十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人総合福祉カウンセリングセンター

三 代表者の氏名
亀井 博之

四 主たる事務所の所在地
東京都台東区浅草五丁目三十四番十号 一階

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象に、心理カウンセリングの普及およびカウンセリング技術を使った心のケア事業を行っていくことにより、精神的豊かさを享受できる二十一世紀の福祉社会に貢献し、地域の保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十六年五月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人あんしんシニアサポート

三 代表者の氏名
宍戸 孝至

四 主たる事務所の所在地
東京都調布市布田一丁目四十三番地二 N五〇四

五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者を中心とする一般市民に対し、社会の中で安心して暮らせるための支援と、法務・財務及び心身の健康に関する知識と情報の提供及び手続き支援の事業を行い、もって高齢者の自立の促進と社会福祉の向上の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十六年五月十九日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人MOTHER12

三 代表者の氏名
田中 都

四 主たる事務所の所在地
東京都港区東麻布二丁目十二番二号 クレッセント麻布五〇一号室

五 定款に記載された目的
この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、主に企業就労する知的障害者を対象として、公共施設を活用しての余暇活動支援と、障害に適合した生活支援の事業を行い、障害者の自助努力を促して社会性の向上と生活の安定を図る一方、地域や一般社会の理解と交流の

促進を図り、もって障害者の福祉向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人里山プロジェクトみなみ

三 代表者の氏名

和田 さつき

四 主たる事務所の所在地

東京都稲城市矢野口三千二百一番地の一 グランドパーク京王よみうりランド一―一―

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、雑木林の柴刈・間伐等による里山の保全事業、生物調査や里山を再生・保全するため等の調査研究事業、自然観察会や講習会等による環境教育事業、自然環境保護に関する普及・啓蒙事業を行い、住民に身近な自然環境・景観の維持保全を図ることで、生活環境と自然環境が調和し、自然と人間が共生できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の休館日を次のように変更する。

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 期日

(一) メインアリーナ、サブアリーナ、研修室及び健康体力相談室
臨時開館 平成二十六年七月二十二日、同年八月十八日及び同年九月十六日
臨時休館 平成二十六年七月十五日、同年八月二十一日及び同年九月二十九日

(二) 陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム
臨時開館 平成二十六年七月二十二日、同年八月十八日及び同年九月十六日
臨時休館 平成二十六年七月十五日から同月十七日まで、平成二十六年八月二十一日及び同年九月二十九日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京体育館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京体育館の開場時間を次のように変更する。

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 施設名

陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

二 期日

平成二十六年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

(一) 月曜日から金曜日まで
午前九時から午後十一時まで
(二) 土曜日
午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

平成二十六年七月七日、同月十四日、同月二十二日、同月二十八日、平成二十六年八月十一日、同月十八日、同月二十六日、平成二十六年九月一日、同月八日、同月十六日及び同月二十二日

(二) 第一球技場

平成二十六年七月一日から同年九月三十日まで

(三) 第二球技場、補助競技場、テニスコート及び軟式野球場

平成二十六年七月七日、同月二十二日、平成二十六年八月十一日、同月十八日、平成二十六年九月一日及び同月二十二日

(四) 硬式野球場

平成二十六年七月七日、同月二十二日、平成二十六年八月十八日、同年九月一日及び同月二十二日

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) 硬式野球場

臨時開館 平成二十六年七月二十二日

(二) 体育館

臨時開館 平成二十六年九月十六日

臨時休館 平成二十六年七月七日及び同年九月二十

二日

(三) トレーニングルーム、第二球技場及びテニスコート

臨時開館 平成二十六年九月十六日

(四) 屋内球技場

臨時休館 平成二十六年七月一日から同年九月三十

日まで

(五) 弓道場

臨時休館 平成二十六年九月一日から同月三十日まで

で

(六) プール

臨時休館 平成二十六年七月一日から同年九月十五日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備、保守点検及び改修のため臨時休館する。ただし、一(六)は、施設の老朽化により閉館することが困難であるため臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名、期日及び開場時間

(一) トレーニングルーム

平成二十六年七月十八日から同月二十五日まで

午前七時から午後九時まで

平成二十六年九月九日から同月十六日まで

午前八時から午後十時まで

(二) テニスコート

ア 平成二十六年七月十四日、同月二十八日、平成二十

六年八月四日及び同月二十五日

午後零時三十分から午後六時三十分まで

イ 平成二十六年九月八日、同月十六日及び同月二十九日

午後零時三十分から午後四時三十分まで

ウ 平成二十六年九月十七日から同月三十日まで

午前八時三十分から午後四時三十分まで

(三) 軟式野球場

平成二十六年七月十四日、同月二十八日、平成二十六年八月二十五日、同年九月八日、同月十六日及び同月二十九日

午前八時三十分から午後零時三十分まで

(四) 硬式野球場

平成二十六年七月十四日、同年八月二十七日、同年九月八日、同月十六日及び同月二十九日

午後零時三十分から午後九時まで

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

東京都知事 舛 添 要 一

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京都道

館の休館日を次のように変更する。

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

臨時開館 平成二十六年七月二十二日

臨時休館 平成二十六年七月十四日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の

整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の開場時間を次のように変更する。

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

平成二十六年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

臨時開館 平成二十六年八月十八日

臨時休館 平成二十六年七月七日、同年八月二十一日

及び同年九月二十九日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

平成二十六年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名、期日及び開場時間

平成二十六年六月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート(夜間照明設備を備えているもの)

ア 平成二十六年七月四日、同月十一日、同月十八日、同月二十五日、平成二十六年八月十五日、同月二十二日、同月二十九日及び平成二十六年九月五日

午前九時から午後十一時まで

イ 平成二十六年七月五日、同月十二日、同月十九日、同月二十日、同月二十六日、平成二十六年八月九日、同月十六日、同月二十三日、同月三十日及び平成二十六年九月六日

午前七時から午後十一時まで

ウ 平成二十六年七月六日、同月十三日、同月二十一日、同月二十七日、平成二十六年八月十日、同月十七日、同月二十四日、同月三十一日、平成二十六年九月七日、同月十三日から同月十五日まで、同月二十日、同月二十一日、同月二十七日及び同月二十八日

午前七時から午後九時まで

(二) テニスコート(夜間照明設備を備えていないもの)

ア 平成二十六年七月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日から同月二十一日まで、同月二十六日、同月二十七日、平成二十六年八月九日、同月十日、同月十六日、同月十七日、同月二十三日、同月二十四日、同月三十日及び同月三十一日

午前七時から午後六時まで

イ 平成二十六年九月六日、同月七日、同月十三日から同月十五日まで、同月二十日、同月二十七日及び同月二十八日

午前七時から午後五時まで

ウ 平成二十六年七月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日から同月二十一日まで、同月二十六日、同月二十七日、平成二十六年八月九日、同月十日、同月十六日、同月十七日、同月二十三日、同月二十四日、同月三十日及び同月三十一日

午前七時から午後六時まで

イ 平成二十六年九月六日、同月七日、同月十三日から同月十五日まで、同月二十日、同月二十七日及び同月二十八日

午前七時から午後五時まで

ウ 平成二十六年七月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日から同月二十一日まで、同月二十六日、同月二十七日、平成二十六年八月九日、同月十日、同月十六日、同月十七日、同月二十三日、同月二十四日、同月三十日及び同月三十一日

午前七時から午後六時まで

イ 平成二十六年九月六日、同月七日、同月十三日から同月十五日まで、同月二十日、同月二十七日及び同月二十八日

午前七時から午後五時まで

ウ 平成二十六年七月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日から同月二十一日まで、同月二十六日、同月二十七日、平成二十六年八月九日、同月十日、同月十六日、同月十七日、同月二十三日、同月二十四日、同月三十日及び同月三十一日

午前七時から午後六時まで

イ 平成二十六年九月六日、同月七日、同月十三日から同月十五日まで、同月二十日、同月二十七日及び同月二十八日

午前七時から午後五時まで

ウ 平成二十六年七月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日から同月二十一日まで、同月二十六日、同月二十七日、平成二十六年八月九日、同月十日、同月十六日、同月十七日、同月二十三日、同月二十四日、同月三十日及び同月三十一日

午前七時から午後六時まで

イ 平成二十六年九月六日、同月七日、同月十三日から同月十五日まで、同月二十日、同月二十七日及び同月二十八日

午前七時から午後五時まで

<p>一 期日</p> <p>理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。</p> <p>平成二十六年六月二十五日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>一 期日</p> <p>臨時開館</p> <p>平成二十六年七月二十二日、同月二十九日、平成二十六年八月五日、同月十二日、同月十九日及び同月二十六日まで</p> <p>理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。</p> <p>平成二十六年六月二十五日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>ウ 平成二十六年七月一日から同年八月三十一日まで</p> <p>の(二)ア及びイの期日を除く開館日</p> <p>午前九時から午後六時まで</p> <p>理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。</p> <p>平成二十六年六月二十五日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>
<p>一 期日</p> <p>理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。</p> <p>平成二十六年六月二十五日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>一 期日</p> <p>臨時開館</p> <p>平成二十六年七月二十二日、同月二十九日、平成二十六年八月五日、同月十二日、同月十九日及び同月二十六日まで</p> <p>理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。</p> <p>平成二十六年六月二十五日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>平成二十六年七月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日から同月三十一日まで、平成二十六年八月一日から同月三十一日まで、平成二十六年九月六日、同月七日、同月十三日から同月十五日まで、同月二十日、同月二十一日、同月二十三日、同月二十七日及び同月二十八日</p> <p>午前八時から午後六時まで</p> <p>理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十六年六月二十五日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長</p> <p>金子 博</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>あきる野市雨間字澤田三百九十七番一及び同番二</p> <p>福生市福生二千二百二十六番地六</p> <p>有限会社田園都市開発</p> <p>代表取締役 飯島 妙子</p> <p>国分寺市光町三丁目十二番十五の一部</p> <p>武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号</p> <p>兼六土地建物株式会社</p> <p>代表取締役 鍵市 佳則</p> <p>福生市武蔵野台一丁目二十四番六及び同番二十三</p> <p>杉並区宮前一丁目十五番十三号</p> <p>株式会社ホーク・ワン</p> <p>代表取締役 山田 高雄</p>
<p>一 期日</p> <p>理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。</p> <p>平成二十六年六月二十五日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>一 期日</p> <p>臨時開館</p> <p>平成二十六年七月二十二日、同月二十九日、平成二十六年八月五日、同月十二日、同月十九日及び同月二十六日まで</p> <p>理由</p> <p>使用者の利便性の向上のため</p> <p>若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。</p> <p>平成二十六年六月二十五日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>武蔵村山市三ツ木二丁目四十三番一及び同番二</p> <p>武蔵村山市三ツ木二丁目四十三番地の一</p> <p>田代 敦子</p> <p>昭島市東町一丁目百八十番一、同番一地先及び同番二</p> <p>立川市幸町一丁目二十一番地一</p> <p>株式会社アステイーク</p> <p>代表取締役 細湖 弘之</p> <p>八王子市曉町二丁目四百九十二番一、同番九及び四百九十六番一の一部</p> <p>株式会社エイト</p> <p>代表取締役 白柳 雅文</p> <p>八王子市堀之内三丁目十九番及び二十番</p> <p>大阪市中央区城見一丁目二番二十七号</p> <p>株式会社プレサンスコーポレーション</p> <p>代表取締役 山岸 忍</p> <p>日野市西平山五丁目三番一、同番三、同番三地先、同番四、同番五、同番二十六及び同番二十七</p> <p>地一</p> <p>株式会社アステイーク</p> <p>代表取締役 細湖 弘之</p> <p>八王子市長房町千四百十六番一及び千四百十七番一</p> <p>株式会社協進建設</p> <p>代表取締役 秋本順一郎</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002